

理容師美容師養成施設のヒアリングについて

厚生労働省 健康・生活衛生局
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

理容師・美容師養成施設のヒアリングについて

ヒアリング概要

○対象施設：国際理容美容専門学校（東京都）

岩手理容美容専門学校（岩手県）

○内容： 養成施設の概要・沿革、教科課程のカリキュラムの編成、考え方、特徴などとともに、以下の点についても施設の実態や見解を適宜聴取。

項目	内容
H29改正の実施状況を踏まえた課題	H29年制度改正事項（修得者課程の創設、必修座学課目の内容見直し）について、現在までの実施状況を踏まえ、現場で課題と感ずることがあるか。また、実習の時間数が増えたことについてどう考えるか。
必修課目と選択課目の履修内容	現在の必修課目と選択課目のそれぞれについて、履修内容を見直す点や新たに例示すべき点はあるか。
座学と実習の連携	2年制のカリキュラムの中で、一体的な理解の促進の観点から、「座学（特に技術理論）」と「理容実習・美容実習」の相互の連携に当たり、どのような配慮をしているか。 （各生徒のそれぞれの課目における履修内容の先後関係など）
学習状況等に応じた実習の段階的な進め方	実習の進め方（①養成施設内での実習（モデルウィッグ⇒生徒同士）及び②実務実習）について、生徒の座学（技術理論、衛生管理、香粧品化学、保健等）の学習状況や技術の習得状況に応じて、それぞれどのような配慮（開始時期の設定など）を行っているか。
選択課目の全体デザインの力点	選択課目について、どのような点を重視して全体をデザインしているか（一般教養課目、専門課目（基礎技術の応用編）、専門課目（エステ、ネイル等の関連サービス）、校外の体験機会など）。また、実際の生徒の選択はどのような傾向にあるか。

理容師・美容師養成施設のヒアリングについて

ヒアリング概要

項目	内容
実務実習（※1）の役割の位置付けと意義	理容実習・美容実習の中での「実務実習」の役割をどのように位置づけているか。どのような意義を感じているか。（基礎技術の習得の機会、職業体験的な意義など）
実務実習（1）	カリキュラムの中で、実務実習は何時間確保しているか。また、どのような内容を行わせているか。
実務実習（2）	①実施計画の策定、②事後評価については、どのように運用しているか。その他、運用面で課題に感じる点はあるか。
実務実習（3）	受入サロンの確保について、どのように取り組んでいるか。
実務実習（4）	年間上限（60時間）の設定について、課題に感じていることはあるか。現行よりも実務実習を活用したいと考えているか。
校外実習（※2）	選択科目での校外実習について、どのように取り組んでいるか。教科科目の区分ごとに定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で行うものとされていることについてどう考えるか。
養成段階と就職後の人材育成の連携・接続	養成施設において、卒業後にサロンに就職した生徒の就業状況をどの程度把握していますか。また、①養成段階と②就職後におけるサロンとの人材育成の連携・接続について、どのような取組を行っているか。
少子化の影響	養成施設について、近年の高卒者数の減少を受け、理美容師の担い手の養成（養成施設の運営）にどのような影響が出ているか。
同時授業に関する特例 (注) 同時授業の特例を実施している 岩手理容美容専門学校が対象	同時授業の特例を活用している養成施設のみ対象要件（前年・前々年のいずれか一方の年に15人未満かつ他方の年に20人未満）について、どのように考えるか。

※1 実務実習：必修科目（理容実習・美容実習）の中で、一定の要件の下、年間60時間を超えない範囲で理容所・美容所で行う実習。

※2 校外実習：選択科目（専門教育）の中で、教科科目の区分ごとに単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で校外で行う実習。

(参考1) 同時授業に関する特例の取扱いについて

1. 制度概要

■ 原則的な取扱い

- ・理容師法・美容師法等の関係法令に基づき、理容師養成施設と美容師養成施設では、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うこととされている。

■ 同時授業の特例の創設（平成22年1月～）

- ・理容師・美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などの社会情勢の変化等を踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設のそれぞれの生徒に対し、両施設を兼任する教員が同時に授業を行うことを可能とした。（※施行日から5年後を目途に検証を行い、必要に応じて見直しを実施）
（実施要件）理容師養成施設の前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満である場合
（教科科目）①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修科目

■ 実施要件の緩和（平成28年5月～）

- ・理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の実施要件を緩和。
（実施要件）理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において、15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合

■ 教科科目の追加（平成30年4月～）

- ・平成29年制度改正による教科科目の見直しに併せて、同時授業を行うことができる教科科目（文化論、運営管理）を追加。
（教科科目）①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④化粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択科目

	特例制度創設（平成22年1月～）	実施要件の緩和（平成28年5月～）	教科科目の追加（平成30年4月～）
実施要件	<u>前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満の場合であること</u>	<u>入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満であること</u>	
教科科目	①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修科目		①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④化粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択科目

（参考）養成施設の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
理容単独校	33	34	34	28	25	25	25	25	25
美容単独校	190	190	187	188	190	188	184	191	188
併設校	73	77	75	78	77	78	78	77	76

※生活衛生課調べ。
※ろう学校、矯正施設を含む。

(参考2) 通信課程における面接授業の単位の特例の取扱い

- 通信課程における授業は、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）、面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施。
- このうち、面接授業の単位については、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第42号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第47号）（以下、基準告示という。）により設定。
- 基準告示において、面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているが、理容所（美容所）に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例を規定している。

（通常課程）3年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	単位数 (常勤従事者である 生徒以外の生徒)	単位数 (常勤従事者である生徒)
必修 課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上（10時間以上）	2単位以上（10時間以上）
	衛生管理	4回以上	6単位以上（30時間以上）	6単位以上（30時間以上）
	保健	3回以上	5単位以上（25時間以上）	5単位以上（25時間以上）
	香粧品化学	2回以上	6単位以上（30時間以上）	6単位以上（30時間以上）
	文化論	2回以上	2単位以上（10時間以上）	2単位以上（10時間以上）
	理容（美容） 技術理論	8回以上	5単位以上（25時間以上）	2単位以上（10時間以上）
	運営管理	3回以上	2単位以上（10時間以上）	1単位以上（5時間以上）
	理容（美容） 実習	6回以上	90単位以上（450時間以上）	35単位以上（175時間以上）
小計		31回以上	118単位以上（590時間以上）	59単位以上（295時間以上）
選択課目		進度に応じた回数	2単位以上（10時間以上）	1単位以上（5時間以上）
合計		31回以上	120単位以上（600時間以上）	60単位以上（300時間以上）

（修得者課程）1.5年以上

課 目		通信授業 (添削指導回数)	単位数
必修 課目	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
	理容（美容） 技術理論	8回以上	2単位以上（10時間以上）
	—	—	—
	理容（美容） 実習	6回以上	45単位以上（225時間以上）
小計		14回以上	47単位以上（235時間以上）
選択課目		進度に応じた回数	1単位以上（5時間以上）
合計		14回以上	48単位以上（240時間以上）

※ 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

※ 面接授業の単位の特例の取扱いについては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第15号厚生労働省健康局長通知。平成29年7月10日一部改正）等において、平成39年度（令和9年度）までに一般の生徒と同基準に見直すとしている。